

36

### 平成 28 年度 事業計画及び収支予算

### 事業計画

#### I事業方金

少子高齢化や核家族化・家族形態の変容等により地域社会は大きく変化しています。住民が抱える生活課題は多様化し、公的なサー こだけで解決することが困難な中、地域で暮らす方々がいきいきと幸せな生活を送るためには、住民同士の支え合いやセーフティ -ネット機能が重要な課題となっています。

このような状況の中で、社会福祉協議会の新たな事業として、法人後見事業への取組みをはじめとして、見守りネットワーク組織の築や買い物支援事業、ボランティア・市民活動センターの立ち上げ等、住民の皆さんと共に支え合い、安心して暮らせる地域社会の 構築や買い物支援事業、 実現に向けた事業を展開していきます。

常に住民の皆さんの立場に立ち、積極的に地域へ出向き、地域のニーズを把握し、職員一人ひとりが住民の役に立つ、頼りにされる存在になれるよう、地域福祉活動に取り組んで参ります。また、在宅福祉事業においては、利用者の信頼に応えるために、安心、安全なービスの提供ができるよう、各事制・職員がより一層の専門職としての自覚を持る、投入に対する。 質の向上を目指します。また、社会福祉事業の充実のため、自助努力による自主財源の確保に努めます。

### II. 重点項目

- 〈1〉自主財源の確保
- 〈2〉法人後見事業への対応
- 〈3〉総合相談事業への取組み
- 〈4〉介護保険事業等の体制整備
- 〈5〉地域見守りネットワークの構築
- 〈6〉ボランティア・市民活動センターへの取組み

### III. 事業別計画

①法人運営事業 ●理事会・評議員会 ●全戸会員制 ●職員の資質向上と組織強化 ●まごころ銀行

- ②地域福祉事業 ●ふれあいサロン ●見守りネットワーク ●配食サービス ●心配ごと相談 ●無料法律相談(弁護士・司法書士) ●総合相談 〈福祉サービス利用援助・法人後見(新規)・生活困窮者自立相談支援・生活福祉資金貸付事務 > ●特定相談・一般相談支援 ●ほっとサポート愛南 ●ボランティア・市民活動センター運営

  - ●災害時ボランティアセンター体制づくり ●福祉教育推進 ●福祉関係講座 ●福祉用具貸与
- ③在宅福祉事業 ●紙おむつ配布 ●地域生活支援 ●障害福祉サービス ④介護保険事業 ●訪問介護 ●居宅介護支援 ●訪問入浴介護 ●通所介護 ●要介護認定調査
- ⑤共同募金配分事業
- ⑥赤い羽根共同募金運動の啓発・推進事業
- ⑦福祉移送サービス事業
- 8マイクロバス管理運営事業
- 9御荘老人福祉センター指定管理事業
- ⑩西海高齢者生活福祉センターの受託運営事業
- ⑪城辺高齢者共同住宅の受託運営事業
- ⑩団体事務の協力・援助 ●愛媛県共同募金会愛南町支会 ●愛南町民生児童委員協議会 ●愛南町戦没者遺族会
  - ●愛南町老人クラブ連合会 各支部 ●愛南町軍人恩給連盟

### 収支予算(単位;千円)

勘定科目		28 年度予算額	27 年度予算額	比較増減	
1)	収入	会費収入	3,239	3,292	△ 53
①事業活動による収支		寄附金収入	61	21	40
		経常経費補助金収入	32,559	31,612	947
		受託金収入	38,768	25,136	13,632
		事業収入	1,110	11,164	△ 54
		介護保険事業収入	152,576	157,833	△ 5,257
		障害福祉サービス等事業収入	11,272	11,354	△ 82
		受取利息配当金収入	16	16	0
		その他の収入	742	10	732
		事業活動収入計(1)	240,343	230,438	9,905
	支	人件費支出	198,330	192,957	5,373
	出	事業費支出	19,218	17,668	1,550
		事務費支出	25,852	26,224	△ 372
		共同募金配分金事業費	1,835	2,464	△ 629
		助成金支出	1,166	750	416
		事業活動支出計(2)	246,401	240,063	6,338
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△ 6,058	△ 9,625	3,567
(C2)	収				
よ施る設収	λ	施設整備等収入計(4)	0	0	0
	支出	固定資産取得支出	1,224	0	1,224
収整支備		施設整備等支出計(5)	1,224	0	1,224
等		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△ 1,224	0	△ 1,224
収③	収入	積立資産取崩収入	978	908	70
支そ		拠点区分間繰入金収入	13,741	14,739	△ 998
の他の活動		サービス区分間繰入金収入	450	20	430
		その他の活動収入計(7)	15,169	15,667	△ 498
	支出	積立資産積立支出	65	16	49
動   に		拠点区分間繰入金支出	13,741	14,739	△ 998
による		サービス区分間繰入金支出	450	20	430
		その他の活動による支出	8,444	8,495	△ 51
		その他の活動支出計(8)	22,700	23,270	△ 570
		その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)	△ 7,531	△ 7,603	72
④予備費支出(10)			560	450	110
当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)			△ 15,373	△ 17,678	2,305
⑤前期末支払資金残高 (12)			19,641	22,560	△ 2,919
⑥当期末	支払資	金残高 (11)+(12)	4,268	4,882	△ 614

# 法人後見事業を始めました

愛南町社会福祉協議会では、公的な代理人を必要とされる方の うち、一定の条件を満たした方に対して、社協が法定 後見人となり、ご本人の暮らしを支えることができる よう、4月1日から「法人後見事業」を開始しました。

### 成年後見制度とは

認知症や精神障がい、知的障がいなどの理由で判断能力が十分でない方に人が対して、 成年後見人等が就任し、ご本人に代わって財産管理や日常生活での契約などの支援(身 上監護)を行い、その方の生活を守り、支援する制度です。

この制度は法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があり、法定後見制度は利用する方の判断能力に応じて3つの制度(後見制度・保佐制度・補助制度)に分けられ、その方に合った支援を行います。

	財産管理	身上監護
- 1	こ関する契約についての助言や支援	介護・福祉サービスの利用や入院、施設入所等 の手続きや費用の支払い等日常生活に関わる契 約などの支援 現実の介護行為は行うことはできません。

この制度では、ご本人に代わって契約を行ったり(代理権)、本人のみで行った不利益な契約などの行為を取り消す(同意権・取消権)など、ご本人を保護、援助をし、悪質商法等から守ります。

※同意権・取消権は、日用品の購入や日常生活に関する行為については範囲外になります。また、住居等の 処分を行う時は家庭裁判所の許可が必要になります。

### 法定後見制度を利用するには

○本人の住所地にある家庭裁判所に後見等の開始の審判を申立てます。

【申立てができる人】

本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長、検察官等 (申立てに必要な書類)

- ・申立書・戸籍謄本・医師の診断書等 ※申立てに必要な書類については申立てをする家庭裁判所にご確認ください。
- ○申し立てを受けた家庭裁判所が審理をし、成年後見人等を決定します。

家庭裁判所の調査官によって本人、家族等関係者に聞き取りが行われ、成年後見人等にもっとも適切と思われる方を選任し、支援が開始されます。

※申立ての費用や本人の支払い能力に応じて後見人等に対する報酬が必要になります。

◎成年後見制度に関する相談窓口が愛南町役場地域包括支援センター(TEL72-7325)にありますので、お問い合せください。

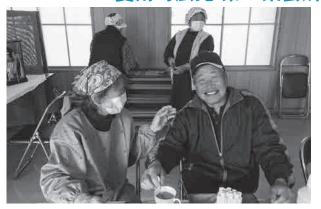
# 

この『ふれあい茶屋 きなはらんか』は平成27年度社協モデル事業を愛媛県社協から委託を受け、聖カタリナ大学の高杉准教授に関わっていただきながら、『地域で支える仕組みづくり』をテーマに、住民の居場所づくりとしてスタートしました。

訪れる方が、しあわせで楽しくゆっくりと笑顔で過ごせる場所にという思いが 込められております。ゆっくりと過ごせるようにモーニング(200円)を準備しております。 ※食堂ではありません。

広見にお越しの際は、ぜひ『ふれあい茶屋 きなはらんか』にきなはらんか。

### 愛南町広見 第3集会所 毎週月曜日8時~12時





## 「ボランティア地域支え愛センター」助成金のお知らせ

愛南町社会福祉協議会では、町内において福祉の向上を目指した活動やボランティア 活動を実施している団体に対しまして活動助成を行います。

- 1. 助成団体の要件
  - (1) 地域福祉の向上を目的としていること
  - (2) 自主的な活動として会員会費制を導入している団体であること
  - (3)他の団体・個人(会員個人も含む)に対して、助成金等を支出していないこと
  - (4) 構成員が最低 5 人以上で、町内で活動を行っていること
  - (5) 特定の政治団体、宗教団体などから独立していること
- 2. 助成金額

助成金の総額は定められた予算の範囲内とし、助成金の上限額は1団体3万円とする。

3. 申込み方法

所定の助成金交付申請用紙により社会福祉協議会へ直接申し込み下さい。 (添付書類)本年度の事業計画書・収支予算書・会員名簿・会則、規約等

4. 申込み期間

平成 28 年 4 月 1 日~平成 28 年 5 月末日

申請用紙は、愛南町社会福祉協議会に直接取りに来られるか、社会福祉協議会ホームページにも掲載しておりますのでご利用ください。 www.ainan-shakyo.or.jp

【お問合せ先】**愛南町社会福祉協議会「ボランティア地域支え愛センター**」 〒 798-4110 愛南町御荘平城 2139 番地 TEL 70-1251/FAX 73-0320

# 平成 28 年度在宅福祉課介護保険事業所からの取り組み方針

### 愛南町社協居宅介護支援事業所 『新しい制度への迅速な対応』 『医療や他機関との連携強化を図る』

- ・事例検討等を含めた研修を積極的に行い、 情報収集に努め、制度の変化に合わせて柔 軟な対応をします。
- ・住み慣れた地域で暮らし続けることが出来 るよう、医療や他機関との連携に努め、サ ポートいたしますので気軽に声掛け下さい。

Tel.72-3527

### 愛南町社協訪問入浴事業所 『人にやさしく、柔軟性のある対応』 『チームワークを大切にする』

・介護者の基本である優しさを持って、利用 される皆様が満足できるように寄り添いな がら支援していきます。

Tel.70-1011

愛南町社協訪問介護事業所 選ばれる事業所であるために 『優しい介護者であること』 『気づきを持てる事』

・連携力や質の向上を図り、利用者一人一人 に合ったより良いサービスの提供を目指し ていきます。

Tel.70-1011

愛南町社協通所介護事業所 『心身機能、生活機能の維持向上を 図る』

### **『家庭や社会の中での出番づくりを** 支援していく』

・通所介護の利用を通じて、ご本人やご家族の思いを聞き、地域と交わり、本人にとって意味のある生活を送っていただけるように支援していきます。

Tel.82-0067

※組織図につきましては、愛南町社会福祉協議会ホームページをご覧ください。

### 平成 27 年度第 5 回在宅福祉課職員研修

『優しい気持ちの介護者である為に』をテーマに、実際の介護現場で想定されている事例を劇にして演じ、グループワークを行いました。 グループワークの中で、登場人物それぞれの立場に立って考え討議し、支援者として配慮あるサ

場に立って考え討議し、**支援者として配慮あるサポート**の仕方を学びました。学んだ事をこれからの現場に生かせるようにします。

また、研修の評価をし、介護者としてのレベルアップが出来るように、次の研修につなげます。

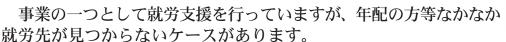






# 『就労支援のご協力について』

社会福祉協会では昨年4月より、くらしの相談窓口を開設して、 生活全般に関する相談事業を実施しております。





そこで愛南町社協では、ご協力していただける個人・企業の募集をしております。 お願いとして個人経営者・企業の方で、この事業に賛同していただける方は、下記 までご連絡をお願い致します。

例えば… 短期間の雇用ができる、職場見学・体験が提供できる、地域に貢献したい、等

### [連絡先] 愛南町社会福祉協議会

〒 798-4110 愛南町御荘平城 2139 番地 TEL 70-1236/FAX 73-0320

### 平成 28 年度 弁護士による無料法律相談所の開設について

法的なトラブルなど、悪質商法、多重債務、相続、離婚、交通事故等、法律等に関する相談

開設日時:5月17日(火)·7月19日(火) 14:00~16:00

場 所:愛南町御荘平城 2139 番地 (御荘老人福祉センター)

相談員:弁護士1名・民生児童委員1名

※人数に限りがありますので、事前に予約が必要です。

連絡先:愛南町社会福祉協議会〔電話:70-1236 FAX:73-0320〕

### 平成28年度司法書士による無料法律相談所の開設について

日常生活のトラブルなど、家・土地、借金、裁判、家族、法人後見等に関する相談

開設日時: 4月21日(木)・6月16日(木) 14:00 ~ 16:00

場 所:愛南町御荘平城 2139 番地 (御荘老人福祉センター)

相談員:司法書士1名・民生児童委員1名

※人数に限りがありますので、事前に予約が必要です。

連絡先:愛南町社会福祉協議会〔電話:70-1236 FAX:73-0320〕

### 平成28年度心配ごと相談所の開設について

生活の中での心配ごとや悩みごとなど、高齢者・児童・障がい等、福祉に関する相談

開設日時:4月13日(水)・5月11日(水)・6月8日(水) 14:00 ~ 16:00

場 所:愛南町御荘平城 2139 番地 (御荘老人福祉センター)

相談員:民生児童委員3名

※予約の必要はありませんが、少しお待ちいただく場合があります。

すに団を寄様 申面を 41 左記の上げました。 役体必付かま 月 立等要をらご 10 とおのこ 日 りして御礼がとうございがとうございがとうごがいる。 あります。 詠在 ら地さ預まるれ域れりご銀 行は、 て福るし、お祉方 り事々援の を紙付 ま業や助ご皆

社協だより 第 36 号 発行 / 社会福祉法人 愛南町社会福祉協議会 〒798-4110 愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城 2139 番地 tel.0895-70-1251 fax.0895-73-0320